

入間市商工業振興条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 創業者 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第2条第29項</u>第1号、第3号又は第5号に規定する者</p> <p>イ 産業競争力強化法<u>第2条第29項</u>第2号に規定する者のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 当該事業を開始した日以後1年を経過していない者</p> <p>(イ) 当該事業を開始した日以後1年を経過している者で事業を開始した日以後初めて行う地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2に規定する申告書の提出に基づく市民税の第1回目の納期が到来していないもの</p> <p>ウ 産業競争力強化法<u>第2条第29項</u>第4号又は第6号に規定する者のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 当該会社を設立した日以後1年を経過していない者</p> <p>(イ) 当該会社を設立した日以後1年を経過している者で当該会社を設立した日以後初めて行う地方税法第321条の8に規定する申告書の提出の期限が未到来であり、かつ、当該申告書を提出していないもの</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>別表第2（第5条関係）</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 創業者 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第2条第24項</u>第1号、第3号又は第5号に規定する者</p> <p>イ 産業競争力強化法<u>第2条第24項</u>第2号に規定する者のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 当該事業を開始した日以後1年を経過していない者</p> <p>(イ) 当該事業を開始した日以後1年を経過している者で事業を開始した日以後初めて行う地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2に規定する申告書の提出に基づく市民税の第1回目の納期が到来していないもの</p> <p>ウ 産業競争力強化法<u>第2条第24項</u>第4号又は第6号に規定する者のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 当該会社を設立した日以後1年を経過していない者</p> <p>(イ) 当該会社を設立した日以後1年を経過している者で当該会社を設立した日以後初めて行う地方税法第321条の8に規定する申告書の提出の期限が未到来であり、かつ、当該申告書を提出していないもの</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>別表第2（第5条関係）</p>

資料

種類	貸付限度額	対象資格	資金使途
1 特別小口無担保無保証人融資・2 小口特別融資略			
3 創業支援資金融資	2,000万円	(1) 略 (2) 第2条第3号アの創業者にあつては、市内に居住し、住民登録がされている者（産業競争力強化法第2条第29項第5号に規定する創業者にあつては、市内に引き続き6か月以上本店又は支店の登記がされていること。）であつて、市内において店舗、工場又は事業所を設け、事業を行おうとすること。 (3)～(7) 略	事業の開始又は実施に必要な運転又は設備資金
1 特別小口無担保無保証人融資・2 小口特別融資略			
3 創業支援資金融資	2,000万円	(1) 略 (2) 第2条第3号アの創業者にあつては、市内に居住し、住民登録がされている者（産業競争力強化法第2条第24項第5号に規定する創業者にあつては、市内に引き続き6か月以上本店又は支店の登記がされていること。）であつて、市内において店舗、工場又は事業所を設け、事業を行おうとすること。 (3)～(7) 略	事業の開始又は実施に必要な運転又は設備資金